

日本籍船舶における極海コードの取扱い（船体関連）に関する事項

改正規則等

鋼船規則 I 編

鋼船規則検査要領 I 編

改正事項

日本籍船舶における極海コードの取扱い（船体関連）に関する事項

改正理由

極海コードでは、極海（北極海域及び南極海域）を航行する船舶に対する要件が規定されており、本会もこれを規則に取入れている。

当該極海コードの採択に伴い、国土交通省においても、2016 年 12 月に、船舶設備規程、船舶救命設備規則等をはじめとする関係法令が改正された。2018 年 3 月には、新たに関連する船舶検査心得が改正され、極海コードに規定される極海域運航手順書の記載事項、着氷を除去又は防止するための設備等に関する要件がより具体的に規定された。

このため、船舶検査心得に基づき、極海を航行する日本籍船舶の船体関連の要件を改めた。

改正内容

- (1) 着氷が想定される船舶に対する要件を改めた。
- (2) 船舶安全法施行規則における「極海域を航行する船舶」に対する極海域運航手順書の内容を規定した。
- (3) B 類の極海航行船に対する船体構造の要件として、耐氷船階級 IA Super 又は IA の船体構造の要件を用いて差し支えない旨規定した。

改正条項

鋼船規則 I 編 4.3.1, 5.3.1

鋼船規則検査要領 I 編 I1.1.1, I3.3.2, I5